

看板落下事故の概要及び札幌市の対応について

【事故概要】

平成 27 年 2 月 15 日に中央区の飲食店ビルからビル壁面に設置されていた看板(突出広告物)の一部が地上 15m の高さから落下し、通行中の女性の頭部に直撃するという事故が発生した。

事故原因は捜査当局において捜査中で詳細は明らかになっていないが、広告物の支柱部が老朽化により腐食し、当日の強風により落下したのではないかと報道されているところである。

【本市の対応】

今回の事故を受け、本市は下記の対応を行った。

- ① 公式ホームページに安全管理のページの新設(別添 1)
- ② 国土交通省からの通知に基づき、2 月 26 日に屋外広告物設置者及び屋外広告業登録業者に対して屋外広告物の適正な設置・管理を求める文書及び屋外広告物設置者に対して緊急安全点検の実施並びに報告を求める文書の送付(別添 2)
- ③ 3 月 13 日開催の屋外広告物講習会での屋外広告物の安全確保を求める文書の配布(別添 3)
- ④ 区土木部での許可期間満了に伴う設置者に対するお知らせ文書に屋外広告物の安全確保を求める文書の同封(別添 3)

【検討課題】

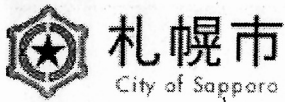
今回の事故は、看板落下の前に取り付け部品が落下したのにも拘わらず、必要な対応をしていなかったこと、及び管理者の点検は「目視」であったとのことなので、設置者の安全意識の希薄さ及び管理者の更新時点検の際の点検が適正に行われていなかったことが主な原因と考えられる。

このことから、下記の 2 項目が主な検討課題と考えているところである。

- ① 設置者及び管理者の安全管理意識の向上
- ② 管理者の適正な安全点検の実施

【対応策】

- ① 屋外広告物の設置者及び管理者向け安全管理指針(仮)の策定(別添 4)
- ② 屋外広告業団体と連携した屋外広告物の安全講習会(仮)の開催
- ③ 設置者及び管理者への普及啓発

**別添 1**

ホーム > 観光・産業・ビジネス > 建築・測量・道路 > 道路 > 屋外広告物 > 屋外広告物の安全点検について

更新日: 2015年2月20日

屋外広告物の安全点検について

広告物には適正な設置、管理が必要です

美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からはすぐに分からなくても、よく点検してみると、ひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。そこで、広告物の安全を確保し、条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、原則として、許可を必要とするすべての広告物に対して、管理者の設置が義務付けられています。特に、建築物の中高層部に設置する広告物については、強風等により落下すると、甚大な被害を引き起こすおそれが高いことから、札幌市屋外広告物条例を遵守し、実効性のある安全点検を行なうと共に、日頃も施設の安全管理に十分留意していただき、屋外広告物を適正に設置、管理していただきますようお願いいたします。

◆安全点検の実施をお願いします

管理者は、広告物について、その広告物の安全点検を実施し、

「[広告物等安全点検報告書](#)」(ワード:57KB)を作成する必要があります。安全点検を実施した結果、異常が認められた場合は、管理者は、広告主(広告物の設置者)にその旨を報告し、速やかに改善の処置を行いましょう。

また、広告主は、設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下などのおそれのあるものについては、速やかに撤去、改修等の適切な措置を行うとともに、一層の安全管理に努めていただくようお願いいたします。

このページについてのお問い合わせ

札幌市建設局総務部道路管理課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎6階
電話番号:011-211-2452

札建道第 1789 号
平成 27 年 (2015 年) 2 月 26 日

屋外広告物の設置者のみなさまへ

札幌市長 上田 文雄
(公 印 省 略)

屋外広告物の適正な設置、管理について

日頃から、本市の屋外広告物行政につきまして、ご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、本年 2 月 15 日、札幌市中央区のビルにおいて、看板の一部である金属製部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たり、重体となった事故が発生しました。

美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からはすぐに分からなくても、よく点検してみると、ひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。

ご承知のとおり、札幌市では、広告物の安全を確保し、札幌市屋外広告物条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、原則として、許可を必要とするすべての広告物に対して管理者の設置とともに、補修その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持することを義務づけています。

特に、建築物の中高層部に設置する広告物等については、万一事故が発生した場合、甚大な被害を引き起こすおそれがあることから、条例を遵守し、実効性のある安全点検を行なうと共に、許可更新時の点検にとどまらず、日頃からの安全管理に十分留意していただき、屋外広告物を適正に設置、管理していただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

◎屋外に設置している広告物に関するご相談（道路占用含む）は、その広告物が掲出される区の土木部維持管理課（土木センター）までお願いします。

中央区土木部維持管理課	011-614-1800	(中) 北 12 条西 23 丁目
北 区土木部維持管理課	011-771-4211	(北) 太平 12 条 2 丁目
東 区土木部維持管理課	011-781-3521	(東) 北 33 条東 18 丁目
白石区土木部維持管理課	011-864-8125	(白) 本通 14 丁目南
厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	(厚) 厚別町下野幌 45 の 39
豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	(豊) 西岡 3 条 1 丁目
清田区土木部維持管理課	011-888-2800	(清) 平岡 2 条 4 丁目
南 区土木部維持管理課	011-581-3811	(南) 南 31 条西 8 丁目
西 区土木部維持管理課	011-667-3201	(西) 西野 290 の 10
手稲区土木部維持管理課	011-681-7411	(手) 曙 5 条 5 丁目

文書発送課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局総務部道路管理課 ☎011-211-2452
<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/index.html>

札幌道第 1790 号
平成 27 年 (2015 年) 2 月 26 日

札幌市屋外広告業登録業者 各位

札幌市長 上田 文雄
(公 印 省 略)

屋外広告物の適正な設置、管理について

日頃から、本市の屋外広告物行政につきまして、ご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、本年 2 月 15 日、札幌市中央区のビルにおいて、看板の一部である金属製部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たり、重体となった事故が発生しました。

札幌市内で屋外広告業を営む皆様におかれましては、札幌市屋外広告物条例を遵守し、広告物の安全を確保し、条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、広告主と連携のうえ、広告物の適正な設置、管理についてご協力お願いしております。

特に、建築物の中高層部に設置する広告物等については、万一事故が発生した場合、甚大な被害を引き起こすおそれがあることから、条例を遵守し、実効性のある安全点検を行なうと共に、許可更新時の点検にとどまらず、日頃からの安全管理に十分留意していただき、屋外広告物を適正に設置、管理していただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

◎屋外に設置している広告物に関するご相談（道路占用含む）は、その広告物が掲出される区の土木部維持管理課（土木センター）までお願いします。

中央区土木部維持管理課	011-614-1800	(中) 北 12 条西 23 丁目
北 区土木部維持管理課	011-771-4211	(北) 太平 12 条 2 丁目
東 区土木部維持管理課	011-781-3521	(東) 北 33 条東 18 丁目
白石区土木部維持管理課	011-864-8125	(白) 本通 14 丁目南
厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	(厚) 厚別町下野幌 45 の 39
豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	(豊) 西岡 3 条 1 丁目
清田区土木部維持管理課	011-888-2800	(清) 平岡 2 条 4 丁目
南 区土木部維持管理課	011-581-3811	(南) 南 31 条西 8 丁目
西 区土木部維持管理課	011-667-3201	(西) 西野 290 の 10
手稲区土木部維持管理課	011-681-7411	(手) 曙 5 条 5 丁目

文書発送課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局総務部道路管理課 Tel.011-211-2452
<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/index.html>

札幌道第 1792 号
平成 27 年（2015 年）2 月 26 日

屋外広告物の設置者のみなさまへ

札幌市長 上田 文雄
(公 印 省 略)

屋外広告物の安全点検について（協力依頼）

日頃から、本市の屋外広告物行政につきまして、ご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、本年 2 月 15 日、札幌市中央区のビルにおいて、看板の一部である金属製部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たり、重体となった事故が発生しました。この事故を受けて平成 27 年 2 月 18 日付けで国土交通省から全国で一斉に安全点検を依頼するよう要請がありました。

つきましては、緊急に屋外広告物の安全点検について、別紙のとおり実施いたしますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この文書は、屋外広告物許可の申請者（設置者）にお送りしておりますので、設置者と管理者が異なる場合は、管理者へもこの文書をお渡しいただくなどご配慮よろしくをお願いいたします。

- ※ 調査票及び臨時で点検していただいた物件の屋外広告物安全点検報告書について、札幌市建設局道路管理課まで、提出をお願いします。（締め切りは 3 月 24 日（火）まで）
- ※ 期限に間に合わない場合には、その旨、ご連絡していただくようお願いいたします。

<問い合わせ先>

◎屋外に設置している広告物に関するご相談については、その広告物が掲出される区の土木部維持管理課（土木センター）までお願いします。

中央区土木部維持管理課	011-614-1800	(中) 北 12 条西 23 丁目
北 区土木部維持管理課	011-771-4211	(北) 太平 12 条 2 丁目
東 区土木部維持管理課	011-781-3521	(東) 北 33 条東 18 丁目
白石区土木部維持管理課	011-864-8125	(白) 本通 14 丁目南
厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	(厚) 厚別町下野幌 45 の 39
豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	(豊) 西岡 3 条 1 丁目
清田区土木部維持管理課	011-888-2800	(清) 平岡 2 条 4 丁目
南 区土木部維持管理課	011-581-3811	(南) 南 31 条西 8 丁目
西 区土木部維持管理課	011-667-3201	(西) 西野 290 の 10
手稲区土木部維持管理課	011-681-7411	(手) 曙 5 条 5 丁目

<提出先>

◎本調査の件につきましては、札幌市建設局総務部道路管理課までお願いします。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局総務部道路管理課 ℡011-211-2452
<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/index.html>

(調査票)

申請（設置）者 住所

氏名

(連絡先)

【問1】札幌市内で、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、地上広告物その他落下等により歩行者等に重大な危害を及ぼしかねない広告物がありますか？

あり ・ なし

(問1で「あり」とした方にお聞きします)

【問2】そのうち、設置後10年以上経過した屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、地上広告物その他落下等により歩行者等に重大な危害を及ぼしかねない広告物がありますか？

あり ・ なし

(問2で「あり」とした方にお聞きします)

【問3】その広告物はそれぞれ何件ありますか？

- ・屋上広告物 件
- ・壁面広告物 件
- ・突出広告物 件
- ・地上広告物 件
- ・その他 件

【依頼】

問3で回答した広告物について、この度、緊急的に点検をお願いします

※ なお、今回緊急的に点検できない広告物は、以下その理由を記入してください。

(例：27年2月1日に点検したばかりのため)

- ・屋上広告物 件 (理由：)
- ・壁面広告物 件 (理由：)
- ・突出広告物 件 (理由：)
- ・地上広告物 件 (理由：)
- ・その他 件 (理由：)

※本調査票と共に、別紙「安全点検報告書」の提出をお願いします。

広 告 物 等 安 全 点 検 報 告 書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

設置者 氏名(名称、代表者) _____

住所(所在地) _____

管理者 氏名(名称、代表者) _____ ㊞

住所(所在地) _____ TEL _____

資格名称 () 点検年月日 _____ 年 月 日

設置年月 年 月 (年経過)

区分	点 検 内 容	異常		異常の内容	処 理	
		有	無		済	未
基礎	1 上部構造の支えの傾斜、ぐらつき	有	無		済	未
支持部	1 鉄骨の錆発生、塗装の老朽化	有	無		済	未
	2 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形	有	無		済	未
	3 鉄骨接続部(ボルト)のゆるみ、欠落	有	無		済	未
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレート [㊞] の腐食、変形	有	無		済	未
	2 ベース周辺、コキング [㊞] の老朽化、溶接部の劣化	有	無		済	未
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)取付部周辺の異常	有	無		済	未
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、錆	有	無		済	未
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	有	無		済	未
	3 枠組み部材の破損、ねじれ	有	無		済	未
照明装置	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、配管の不発光	有	無		済	未
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、錆、漏水	有	無		済	未
	3 ネオン管・サポート類の破損	有	無		済	未
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良	有	無		済	未
分電盤	1 分電盤の腐食、破損	有	無		済	未
	2 電源配線経路の腐食、破損	有	無		済	未
	3 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	有	無		済	未
その他	1 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	有	無		済	未
	2 その他点検した事項()	有	無		済	未
	3 その他点検した事項()	有	無		済	未
特記事項 (異常の処理方法、該当広告物の種別・表示内容など)						
■ 「未処理」の場合、美観又は安全性に関する所見、設置者への報告 (有・無)						

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

屋外広告物の安全確保について

◆ 広告物には適正な設置、管理が必要です

別添 3

美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からはすぐに分からなくても、よく点検してみると、ひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。

そこで、広告物の安全を確保し、条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、原則として、許可を必要とするすべての広告物に対して、管理者の設置が義務付けられています。

◆ 広告物は常に良好な状態に保持しなければなりません

広告主(広告物の設置者)及び管理者には、広告物を常に良好な状態に保持しておくために必要な管理を行う義務(管理義務)が課されています。

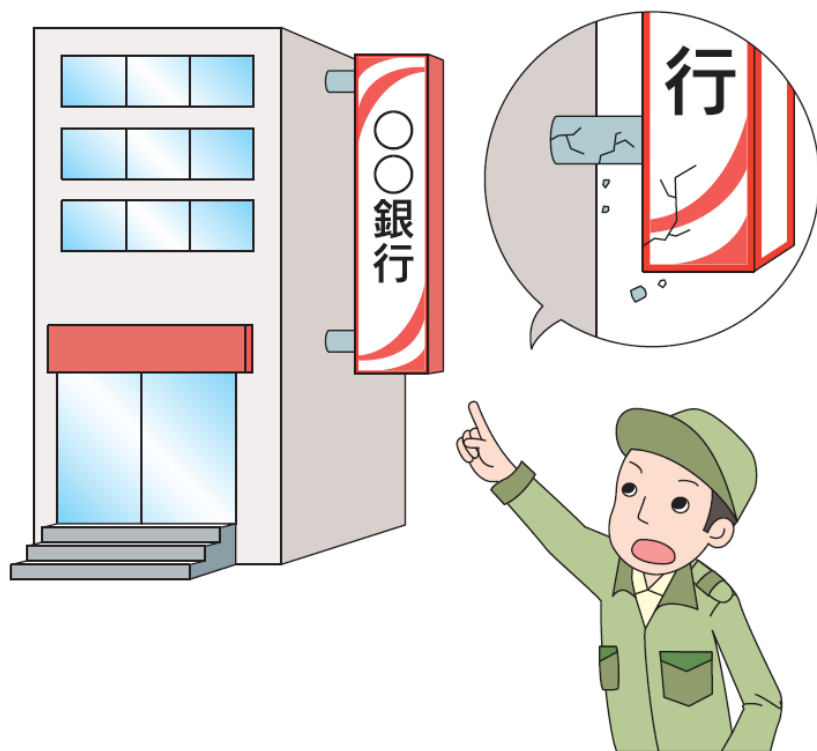
特に、建築物の中高層部に設置する広告物については、強風等により落下すると、甚大な被害を引き起こすおそれが高いことから、札幌市屋外広告物条例を遵守し、実効性のある安全点検を行うとともに、日頃も施設の安全管理に十分留意していただき、広告物を適正に設置、管理していただきますようお願いいたします。

◆ 安全点検の実施をお願いします

管理者は、広告物について、その広告物の安全点検を実施し、「広告物等安全点検報告書」を作成する必要があります。

安全点検は、その広告物の状態に見合った方法で行い、実施した結果、異常が認められた場合は、管理者は、広告主にその旨を報告し、速やかに改善の処置を行いましょ。

また、広告主は、設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下などのおそれのあるものについては、速やかに撤去、改修等の適切な措置を行うとともに、一層の安全管理に努めていただくようお願いいたします。



第1 趣旨

この管理指針は、本市域内において広告物又は広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置している者(以下「設置者」という。)又は当該広告物等を管理する者(以下「管理者」という。)が広告物等の適切な維持管理を責任をもって自主的に行い、広告物等の安全性を確保し、もって札幌市屋外広告物条例第1条に規定されている「公衆に対する危害の防止」を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

この管理指針は、広告物等のうち札幌市屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第2項に規定する広告物を対象とする。

第3 点検の実施

設置者又は管理者は下記のとおり点検を行うものとする。

- 1 広告物等が材料の劣化、錆の発生等により構成部材が破損し、又は落下するなどして公衆に対して危害を与えることのないよう、実効性のある安全点検を行わなければならない。
- 2 点検は目視だけではなく、広告物等の状態を正確に把握する方法により行わなければならない。
- 3 点検に際しては、規則第4条第1項(様式3)の広告物等安全点検報告書を参考に、広告物等の形状等により点検項目を適宜増減して点検を行わなければならない。
- 4 点検は、広告物等を良好な状態に保つため随時実施しなければならない。
- 5 強風、地震等が発生し、広告物等の安全性に影響が及ぶおそれがあると認められるときは、直ちに点検を実施しなければならない。

第4 危害防止の措置等

点検の結果、当該広告物等について公衆に対し危害を及ぼすおそれが生じるものと認められるときは、設置者及び管理者は協力して、広告物等の状態に応じて、直ちに補修、改修及び撤去その他必要な措置を講じなければならない。

第5 点検結果の保管

設置者又は管理者は点検を実施した場合、実施状況がわかる書類又はその他必要と認める書類等とともに保管するものとする。

また、設置者と管理者は点検結果を共有するものとする。